

小諸市学校教育審議会

中間まとめ

令和2年3月23日

目 次

はじめに	1
第1章 児童生徒を取り巻く社会と教育の変化	2
第2章 小諸市の児童生徒の状況と学校教育の取り組み（市教委へのヒヤリング等より）	2
1 小諸市の児童生徒の状況	2
2 小諸市の学校教育改善への取り組み	3
第3章 これからの時代を生きる児童生徒が育つ「より望ましい学校の姿」	4
第4章 児童生徒「一人一人」の学びを支える教育を推進する学校の姿とは	5
1 児童生徒の学びを支える自信、意欲、協調する力、粘り強さ等の非認知能力	5
(1) 児童生徒が自ら学習を進める原動力を生み出す取り組み	5
(2) よりよい仲間作りの中で自らの伸長を図る取り組み	6
(3) 学ぶ意味や目標を見つけ出し、粘り強くやり抜こうとする姿勢を生み出す取り組み	6
2 求められる資質・能力を育成し一人一人の学びを支える言語能力	7
第5章 「より望ましい学校の姿」の実現を図る学校運営の在り方	8
1 小中一貫性あるカリキュラムづくり	8
2 発達段階を踏まえた幼保小、小中、中高の接続	9
(1) 幼保小の連携を図り、一人一人の育ちを支える	9
(2) 「学びのギャップ」「学校生活のギャップ」の解消に向けて小中をつなぐ	10
(3) 自分らしく学べる高校を選択できる能力を育てる	10
3 小中をつなぐカリキュラム・マネジメント	11
第6章 「一人一人」の学びを支える組織づくり（人・もの・事）	11
1 学校教職員と行政サービスの集約	11
2 市民参加による教育の推進	12
3 I C T機器の活用	12
第7章 「一人一人」の学びを支える環境を整える	13
1 保護者を支える相談体制、支援体制づくり	13
2 「合理的配慮」「ユニバーサルデザイン」に基づく学習と学校の環境整備	13
第8章 連携・一貫性のある教育の具体的な体制づくり	14

はじめに

小諸市内の小学校は、多くの建物が建築後 40 年以上を経過し、施設の老朽化が進行していることから、長期的な学校改築計画の策定が必要な状況となった。小諸市教育委員会は平成 28 年 12 月に長期的な学校改築計画の「たたき台」をつくるための検討組織として「小諸市長期学校改築計画検討会」を設置した。検討の結果は平成 30 年 1 月に提言書としてまとめられ、教育委員会に提出された。

その後、平成 30 年 5 月から 7 月にかけて、市内 6 小学校を会場として「長期学校改築に関する懇談会」を開催し、さらに、9 月に「長期学校改築に関する懇話会」を開催し市民合意を図った。そしてこの一連の取り組みの結果として、平成 30 年 11 月に「小諸市学校改築・再編基本方針」を定めた。

平成 31 年 3 月「小諸市学校改築・再編基本方針」に基づいてより具体的な小諸市立小中学校の改築・再編計画の推進を図るため、「小諸市学校教育審議会」が設置され、教育長から審議会に対して「小諸市立小中学校の改築・再編について」の諮問がなされた。

本審議会は「社会の動向」「子どもの育ちの状況、学びの状況」「小諸市の取り組み」を把握し、今後の学校教育推進の根拠が小諸市民に理解され、共有されるよう整理することを審議の方針とし、「小諸市学校改築・再編基本方針」に示された内容にそって「より望ましい学校の姿の決めだし」「小学校再編が必要な状況であることの明確化」「小中一貫教育制度導入の是非と小中学校の配置・校区の見直し」について審議を行うこととした。

本審議会は平成 31 年 3 月より令和 2 年 2 月の時点までで 12 回開催している。この間、小諸市教育委員会事務局、学校教育課指導主事、教育支援センター所長、子ども育成課指導主事等からヒヤリングを行い、また、審議会委員の小・中学校長から全国学力学習状況調査等で成果を上げている取り組みを報告していただいた。さらに、小学校の授業や施設、運動会や文化祭の視察、参観を行うとともに、芦原中学校の研究授業、小諸東中学校での地元市民による学習ボランティアの様子について DVD で拝見させていただき、そうした内容をもとに審議を深めた。

これまで、未来を生きる児童生徒に小諸市の教育をどのような理念に基づいて推進するのかを探り、その実現を図る望ましい学校の姿を描き、小学校の再編と小中一貫教育制度の導入について議論を進めてきたが、「小中学校の配置・校区の見直し」を除く内容についての意見がまとってきたので「中間まとめ」として整理することとした。

今後は答申に向けて引き続き「小中学校の配置・校区の見直し」について審議を重ねることとする。

第1章 児童生徒を取り巻く社会と教育の変化

はじめに、今日の社会の変化とその変化に対応する教育の動きを探り、何が今の児童生徒に求められているのかを以下のように捉えた。

- 急速に社会は変化し、社会で働く内容も環境もまた働き方も変わり続けている。これからの子どもたちには、こうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、高い志や意欲を持って、他者と協働しながら未来を創り出していく資質・能力が求められている。
- 少子高齢化の時代である。小諸市の生産年令人口も今後急速に減少していく。これから時代を支える子どもの数が減少している。どの子どもも近い将来を担う大切な人材である。
- 求められる資質・能力が子どもたちに育つよう、学校教育の変革が始まっている。
＜学力＞ 新学習指導要領では、学力は知識の量ではなく「活用できる知識や技能」「思考し判断し表現する能力」「学びに向かう態度や意欲」を3つの柱として捉えている。そして、学力を資質・能力という言葉に変え、バランスよく育成することを求めている。
＜大学入試改革＞ 知識・技能だけでなく、思考し判断し表現する力を測ることへの転換を図っている。また、推薦入学を拡大し高い志や意欲を評価するようにしている。
＜高校入試改革＞ 知識・技能だけでなく、思考し判断し表現する力を測ること、主体的に学習に取り組む態度を含め、「新たな社会を創造する」多様な資質・能力を評価する内容に転換を図ろうとしている。また各高等学校に特色をもたせ、生徒が志望校を選択しやすいよう、その特色を分かりやすく示そうとしている。
- 児童生徒には、求められる資質・能力の向上を図ることと、将来への希望や志を育み、自分らしく学ぶ高等学校を選択する力を育むことが大切なこととなってきている。

第2章 小諸市の児童生徒の状況と学校教育の取り組み（市教委へのヒヤリング等より）

小諸市の児童生徒の状況と学校教育の取り組みの現状について市教委へのヒヤリングを行うとともに、審議会委員となっている小・中の学校長より学力向上への取り組みの先進事例を伺った。内容は以下の通りである。

1 小諸市の児童生徒の状況

- 全国学力学習状況調査（平成30年）の結果を全国平均点と比較するとあまり差はないが、学力の育ちにはばらつきがある。思考力・判断力・表現力の育成が十分ではない（特に算数、数学）。「表面的な解答が数多く見られ、無答も多い。読み解き、自分で考え、判断していくことをあきらめる生徒の姿が見られる。自己肯定感も低い。」という中学校の分析もある。
- 不登校児童生徒は中学1年生、2年生で急増する。平成29年、30年の状況を見ると小学校6年から増加している。

不登校児童生徒の 15 名前後が教育支援センターを利用している。登校できなくなつた理由を日常の会話の中から拾っていくと「学校に行くのが面倒になった」とつぶやく生徒やその言葉に共感する生徒の存在がある。

- 通常学級にも特別な支援を必要とする児童生徒が幾人も在籍している。反抗挑戦性障がいや複数の診断名のある児童生徒もいる。
- 小学校入学段階では子どもたちの心の育ちや理解の仕方にばらつきがあり、小学校 1.2 年生では特別に支援を必要とする児童が多い。また学級編成替えをする小 3、小 5 でも児童の不適応行動が多く現れやすい状況がある。

2 小諸市の学校教育改善への取り組み

- 資質・能力(学力)の向上に向けた取り組みは、現在は学校ごとに進めている。

<成果の見られた先進実践例>

- 小学校算数

ただ答えを導き出すのではなく、言葉で考え方を説明できる力の育成に取り組む。一人一人の児童が学んだ知識を活用して解答にいたる筋道を書き表し、友達に説明する学習を積み重ねた。

- 中学校数学

数学の授業と家庭学習を連動して学んだ内容の定着を図る取り組みをする。授業に合わせ 4 問から 5 問程度の問題を作って宿題に出す。加配の先生も加わり全生徒の宿題を採点し、一人一人の生徒に返す。必要に応じて個別指導をした。

- 中学校 国語、社会科、道徳の授業を I C T 機器を活用して行う。

生徒一人一人が端末機器（タブレット）に自分の考えたことを入力し、友達の考えたことを互いに伝え合い、検討し合い、それぞれに自分の見方や考え方を深めた。

- 英語教育について、小学校の取り組みは先進的であり speaking 能力の育成が期待される。ただ、これまでの取り組みでどのように中学生の speaking 能力が向上しているのかは明確に表れていない。

- 小諸市は「不登校未然防止のための学校への提言の柱とポイント」を作成して取り組みを進めている。その提言の柱 1 は以下の内容である。

提言の柱 1 「新たな視点に立った幼保小中の連携」

- (1) 子ども達の発達過程に立ち、新たな視点で幼保小の連携
- (2) 義務教育 9 年間を見通しての一貫性が見える具体的な取組及び小中連絡会の検討
- (3) 小から中への具体的な移行支援の流れ

- 中学校では、不登校傾向の生徒に支援室を設け、生徒が自分のペースで学べるように工夫した空間を作り指導する取組を進めている。また、不登校支援講師が各中学校に 2 名ずつ配置され支援に当たっている。

さらに、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーが県より配属され連携して支援に当たっている。

- 小諸市は学校生活支援員 18 名、支援教員 7 名、教育支援センター支援員 3 名、適応指導員 3 名を配置し、支援を必要とする児童生徒の学習や学校生活をサポートしている。
- 小諸市特別支援教育コーディネーター連絡会では幼保・小、小・中の情報交換を行っている。子ども育成課家庭相談員も就学相談を担当し、個別に移行支援を進めている。また、教育委員会子ども育成課、保健師、厚生課との連携が力となってきている。
- 低学年児童に対して「M I M」と呼ばれる学習機能向上システムを導入し、配属された支援教員を中心として、一人一人の児童の学習能力の向上を図る取組を進めている。
- 学校教職員の負担軽減のため、県より部活指導員 4 人（各中学校 2 名）、スクール・サポートスタッフ 2 名が大規模校 2 校に配置されている。
- 各学校では信州型コミュニティ・スクールの取り組みがある。
地城市民の協力を得て学習ボランティア等を導入し個々の児童生徒を支援したり、授業や総合的な学習、部活等の支援をしたりするなどの取り組みがある。また、通学路の安全確保を図る見守り隊が活動している。

第3章　これから時代を生きる児童生徒が育つ「より望ましい学校の姿」

「児童生徒を取り巻く社会と教育の変化」と「小諸市教委へのヒヤリング等」から、これから時代を生きる児童生徒が育つ学校はどのような姿が望まれるのかを以下のように捉えた。

- 学力はその学校や学年の「平均点が高いかどうか」の問題ではない。学力はどの児童生徒にとっても自分の問題である。保護者にとっては我が子の問題である。どの子どもにとっても保護者にとっても、学力が向上することは願いである。
学力は、先に述べた 3 つの柱に支えられた資質・能力として捉えられるようになり、評価も多様になった。どの児童生徒も小学校・中学校の学びを通して、求められる資質・能力を育み、自分の特性を理解し、将来への希望や志を持つことができるような力が育つ学校の姿が望まれる。
- 小学校高学年から増加する不登校は、取り巻く環境によってどの児童生徒にも起こりえることである。したがってその対策は全ての児童生徒を対象としたものになる。児童生徒だれもが学ぶ喜びや意欲をもって登校できるような未然防止の取り組みと不登校児童生徒の支援体制づくりが行われる学校の姿が望まれる。
- 特別支援学級はもとより通常学級にも特別な支援を必要とする児童生徒が幾人も在籍している。どの児童生徒も共に学び育つ仲間であることを踏まえ、全ての児童生徒を対象として、互いの違いを尊重しつつ、一人一人に主体性や共感的態度の育つ特別支援教育が推進される学校の姿が望まれる。

どの児童生徒もこれからの社会を支える大切な人材である。児童生徒にとって「私がよりよく成長し、未来への希望や志をもつことができる」学校であることが何よりも望ましい学校の姿である。その望ましい学校の姿を実現するための取り組みは、その学校、その学年、その学級の児童生徒「一人一人」の資質・能力(学力)の育ちに目を向け、「一人一人」の学びを支える教育への転換を教育関係者のみならず市民の力も得て進めることを大切にしたい。



児童生徒「一人一人」の学びを支える教育への転換を図る学校

第4章 児童生徒「一人一人」の学びを支える教育を推進する学校の姿とは

審議会では、学校がどのような取り組みを進めることができる子どもの学びを支え、求められる資質・能力（学力）を育むことになるのか、小諸市小中学校の先進的な実践事例や児童生徒の状況から探った。その中で、今後、学校が取り組むべきキーワードとして絞られてきたことが、児童生徒の「非認知能力」と「言語能力」の向上という2つの言葉である。この言葉から児童生徒「一人一人」の学びを支える教育への転換を探る。

1 児童生徒の学びを支える自信、意欲、協調する力、粘り強さ等の非認知能力

【解説】 <非認知能力> (平成29年国立政策研究所プロジェクト研究より)

非認知能力とは試験等で評価する知識・技能、思考・判断・表現等の能力以外の能力を指す。「自制心、意欲、自己肯定感、自信など自分の心を管理する能力」「協調性、共感する力、思いやりなど他者と協調する力」「最後までやり抜こうとするなど目標達成に向けた力」の三つの側面を持っているとされる。この能力が培われることがよりよい人生の実現につながるとされており、これから時代を生きる力の基礎として重要なとされている。

(1) 児童生徒が自ら学習を進める原動力を生み出す取り組み

報告のあった中学校の数学の実践では、生徒に課した家庭学習について、一人一人の生徒が解答してきたものを数学の先生方が点検し、継続して指導に当たってきた。当初学ぶことをあきらめがちな生徒もいたが、「自分のことを見ててくれる」という先生への信頼感や取り組んだ手ごたえから「自分もやればできる」という自信、「取り組んでみよう」とする意欲等がどの生徒にも培われ、その結果、生徒の学力が向上した。

このように、「今、何がどこまでできるようになったのか」児童生徒も教師も共に理解することで、児童生徒に「次はもっとこうしてみよう」という意欲、「自分もやればできる」という学ぶ自信や自己肯定感の向上が見られるようになり、そのことが学習を進める原動力を生み出し、結果として資質・能力(学力)の育ちに直接に結びついている。

意欲や自信、自己肯定感の向上が一人一人の学びを支えることになっているのである。こうした学びを支える力を育てる取り組みがこれからの学校には求められる。

(2) よりよい仲間作りの中で自らの伸長を図る取り組み

小学校高学年や中学生になると仲間同士のつながりが濃くなる。そうした中でトラブルが増加し孤立する児童生徒も出てくる。いじめ等生徒指導上の問題や不登校が小学校高学年から増加する要因の一つとして、児童生徒間の人間関係によるものがあることが報告されている。

児童生徒が仲間と心をつなげ、意思を伝え合い、共感し理解し合う「コミュニケーション能力」や、他者と協調し、共に取り組む「人間関係形成能力」の向上は、よりよい仲間作りの中で自らを伸長させる力となり、新学習指導要領で示された主体的・対話的な「自分と仲間の」深い学び(アクティブ・ラーニング)を支えるものとなる。

こうした「コミュニケーション能力」「人間関係形成能力」は年令を重ねれば自ずと育まれていくものではない。カリキュラムに位置付け、意図して段階を踏んで取り組んでいかなければ向上していくことは難しい。これからの学校に求められるのはこうした「コミュニケーション能力」「人間関係形成能力」の向上を図る意図的、継続的な取り組みである。

(3) 学ぶ意味や目標を見つけ出し、粘り強くやり抜こうとする姿勢を生み出す取り組み

小学校高学年や中学で増加する不登校児童生徒の支援は、「児童生徒が自分の進路を主体的にとらえ、社会的に自立すること」を目指している。この目指すところはどの児童生徒にも当てはまるものである。

児童生徒が自分の進路を主体的にとらえ、将来への希望や志を育むことができるようになるためには、さまざまな体験や地域・社会の人とつながる学習を通して、故郷への思いを深め、「自分はどのように社会と関わっていくのか、また、そのためには何を取り組めばよいのか」段階を踏んで考え、志が生まれてくるような取り組みをすることが大切になる。こうした取り組みの中で児童生徒は自分の学ぶ意味や目標を見つけ出し、粘り強くやり抜こうとする姿勢を生み出す。学ぶ意味や目標を見付けた児童生徒の学習意欲は高く主体的である。こうした姿勢もまた一人一人の学びを支えるものとなる。近い将来を担う大切な人材となる児童生徒に、こうした粘り強くやり抜こうとする姿勢を生み出す取り組みがこれからの学校に求められる。

- 上述した「学ぶ意欲」や「自己肯定感」「自信」、仲間と心をつなげ共感し理解し合う「コミュニケーション能力」、他者と協調し共に取り組む「人間関係形成能力」「目標に向かって粘り強くやり抜く姿勢」はいずれも心の働きであり、非認知能力と呼ばれる能力である。
- 求められる資質・能力(学力)は、大人(教師、保護者、地域市民)が知識や技能を教えるだけでは身に付けることは難しい。児童生徒一人一人が意欲をもって、仲間と共に取り組み、社会に目を向けて自分自身を伸長させていく学びの中で育ち、獲得されていく。

こうした学びを支えていくものは、児童生徒の心の中に培われていく非認知能力である。「より望ましい学校の姿」は、児童生徒一人一人に非認知能力と呼ばれる心の育ちに支えられた学びが実現する学校の姿でありたい。

2 求められる資質・能力を育成し一人一人の学びを支える言語能力

【解説】<言語能力>

OECD の 2018 年学習到達度調査 (PISA) では、数学的応用力や科学的応用力は高いものの、「読解力」と訳された能力は参加国 15 位と大きく低下したことが明らかになった。その「読解力」という言葉は、学習指導要領においては「思考力、判断力、表現力」という言葉で示され、求められる 3 つの資質・能力（学力）の一つとして位置付けられている。「思考力、判断力、表現力」とは、児童生徒が情報を読みとり、筋道を立てて考え、判断して表現するまでを、自分一人で進めることができる能力のことである。

平成 29 年に示された学習指導要領ではこうした能力が育成される学習活動（読み取る、頭で考え判断する、書き表す、伝える）はすべて言語により行われるものであることから、言語に関する能力の育成を重視して言語活動を充実させることとしている。

<「考えた筋道を書き表し、伝え合う学習」を支える言語能力が育つ取り組み>

報告のあった小学校算数の実践では、自分はどのような筋道で問題を解いたのかを友達にも分かるように言葉で書き表す取り組みをしている。算数の問題を解くとき、問題の文章や図、グラフを読み取ることも、これまでに学んだ知識を活用して解き方を考えることも、判断して書き表すことも探究活動はすべて言語で行われるものである。言語能力を育てることが、思考力・判断力・表現力を育てることになり、活用できる知識や技能が身に付くことになる。

- 答えはすぐに出せても自分の解き方の筋道を書き表すことは始めからだれもができるものではない。段階を踏み、繰り返し指導を積み重ねる中で言語能力が少しづつ育っていくと、知識を活用して考える力や自分で筋道を通して表現する力がどの児童にも培われる。その中で一人一人の学びが産み出されるようになり、算数の能力が向上することが報告された。
- これは算数ばかりでなく、他の教科でも同様である。また、豊かな心の育ちも、人と人がつながることも言語が支えとなっている。

高校入試改革や大学入学共通テスト実施においても、思考力・判断力・表現力の能力が育成されているかを重要視している。こうした意味でも言語能力の向上は重要なっている。

- 言葉が豊かにならなければ、考える力も、理解する力も向上しない。人と心をつなげる力も向上しない。求められる資質・能力(学力)が育つ学びは、言語能力の向上に支えられて成立している。「より望ましい学校の姿」は、こうした言語能力の向上に支えられた学びが実現する学校の姿でありたい。

第5章 「より望ましい学校の姿」の実現を図る学校運営の在り方

小学校、中学校それぞれの実践事例からは、児童生徒一人一人の学びを支えているのは教師の献身的な取り組みによるものであることが分かる。こうした取り組みによって、児童生徒の心の中に育まれる「非認知能力」や「言語能力」といった力は、どの児童生徒にも、この後も長く子ども自身の学びを支えていく力となることが期待される。ただ、こうした取り組みは個々の教師や教科会の努力に任せているところが大きく、なかなか学校全体の取り組みとはなりにくい。

これまで学校における授業や学級運営は、多くの場合、教科担任、学級担任それぞれの指導観に基づく独自の指導に任されてきた。「先生によって指導方針が違う」と言われるのはそのためである。こうした中にあって、十数年前より各学校の教育成果について説明責任が求められるようになり、学校は目標を設定して教育活動を行い、どの程度の成果が得られたか評価し、公表するようになった。しかし、これまで長きにわたって教科や学級が一人の教師の指導に任されてきた歴史の中で、学校の全教職員が学校の重点目標に向かって同じような意識で同じ方向性をもって指導し、「どのように目標が達成できたのか、あるいはできなかったのか」「何が育ったのか」を問い合わせ続ける体制づくりが進んできているといえば、必ずしもそうではなかった。

「非認知能力」や「言語能力」といった力の向上が年令を重ねれば自ずと育つわけではないことは前述の通りである。求められる資質・能力(学力)が段階を踏んで児童生徒に育つように計画的、継続的に指導していくための「より望ましい学校の姿」の実現は、現在の学校運営の仕方だけでは難しいという指摘がなされた。

ここでは、さらに推し進めて、<「小中一貫性あるカリキュラムづくり」と「カリキュラム・マネジメントの推進」ができる学校の体制と運営>を提案する。

【解説】<カリキュラム・マネジメント> 平成29年改訂 学習指導要領より

第1章 総則 の第1「教育の基本と教育課程の役割」の項では以下のことが示された。

- 各学校においては、児童や学校域内の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- 教育課程の実施状況を評価して改善をはかっていくこと
- 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
などを通じて教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の向上を図っていくこと
(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。

1 小中一貫性あるカリキュラムづくり

- 求められる資質・能力の育成や学びを支える非認知能力、言語能力の向上は、一つの教科で取り組んでもすべての児童生徒に達成できるものではない。どの教科でも、総合的な学習の時間でも、また、運動会や文化祭等の行事、特別活動、部活等でも横断的に同じ姿勢で取り組むことの大切さが指摘された。

- また、求められる資質・能力の育成や学びを支える非認知能力、言語能力の向上は、成長の段階を踏んで指導することが必要である。一つの学級、一つの学年だけで取り組んでも、指導する学級担任や教科担任が変わり、指導の方向が変わればそこで途切れてしまう。同様に小学校で育成し向上させても、中学校で育成、向上させなければやはり途切れる。逆に中学校で育成、向上させようとしても、小学校段階の育ちがなければ指導は困難となるという指摘もなされた。
- 現在、各学校における取り組みの中には、すでに児童生徒「一人一人」の育ちに寄り添って指導を進め、成果をあげた実践事例が幾つもある。ただ、その成果が学校全体で、また小学校・中学校間で、あるいは小諸市全体で共有され、児童生徒の学びを支える新たな取り組みを生み出すまでには至っていないのが現状である。

これからの中学校は、「児童生徒がどのように育つことを目指すのか」目標と指導の方向をすべての学校職員で共有し、教科等を横断して共に取り組むことが求められる。また、児童生徒の育成と向上が成長の段階をおってなされることから、小学校と中学校の9年間を通してどのような学びの筋道と教師の指導とで育てていけばよいのか、連続的・系統的に実践する一貫性のあるカリキュラムをつくり、同じ方向性をもって計画的に指導に当たるようになることが大切であると考える。

2 発達段階を踏まえた幼保小、小中、中高の接続

一貫性あるカリキュラムづくりの中で特に注意を払いたいのが幼保小、小中、中高の接続の在り方である。この点について多くの意見が出されたので以下にまとめる。

(1) 幼保小の連携を図り、一人一人の育ちを支える

- 小学校に入学してくる児童は、言語、身体機能、心の育ちにばらつきが大きく不適応をおこす児童も多い。現在は小学校入学前に子ども育成課家庭相談員も就学相談を担当し、個別に移行支援を進めている。ただ、就学への支援や配慮を行っていても、児童の中には低学年のつまずきがそのまま中学にまで続いてしまうこともある。こうした児童の実態の理解と幼保小の連携を踏まえ、幼稚園や保育園の活動から小学校の学びへ、段階を踏んで移行できるよう、平成29年に示された学習指導要領では小学校にスタートカリキュラムの編成が求められるようになった。

今後、さらに段階に沿った様々な移行の活動を通して、手足を動かして考える、話す、読む、書く、数える等の力を育成し、「自分にもできる」「取り組む楽しさ、物事の面白さが分かる」「意欲が持てる」「仲間と協力できる」等の心の発達を促し、非認知能力の向上を図るカリキュラムをつくることが求められる。

また、こうした取り組みの中で育ちの状況を評価し、一人一人の児童のもつ良さを伸ばし、つまずきの状態に応じて支援する取り組みを図り、どの児童にも学ぶ基礎が育まれていくカリキュラム・マネジメントの実施が求められる。

(2) 「学びのギャップ」「学校生活のギャップ」の解消に向けて小中をつなぐ

- 「学校に行くのが面倒になった」「気力が出ない」と答える生徒の背景の一つに、小学校からの学びがつまずいてしまうことや、学習量・内容・学び方の小中の違い等により、自分で学習を進めることができ困難になったり、学ぶことへの気力が持てなくなったり、学ぶことをあきらめてしまったりすることが考えられる。いわゆる「学びのギャップ」である。
- もう一点、「中学校は居心地が悪い」「窮屈さを感じてしまう」とする生徒の言葉も報告されている。その背景には中学校は学校生活が忙しく、時間に追われることが多いこと、生徒指導上の問題が多くなることから生徒集団のきまりも厳しくなることなど、小学校とは違う学校の雰囲気、学校生活の仕方に戸惑いが生まれることが上げられる。これも小中の「学校生活のギャップ」となる。
- 小諸市は不登校未然防止に向けて幾つかの提案をしている。その提案の第一に「義務教育9年間を見通しての一貫性が見える具体的な取組」「小から中への具体的な移行支援の流れ」をあげている。

すべての児童生徒が、学び方、生活の仕方、行動の仕方を成長の段階を踏んで身に付け、9年間を通して学ぶ意欲や自信、やりぬく心や自立心等が育つ一貫性のあるカリキュラムづくりと、カリキュラム・マネジメントの実施が求められる。特に小学校高学年と中学校1年の接続の場面では、自分の学び方、生活の仕方等について考え、段階を追って自立を図っていく指導が求められる。

(3) 自分らしく学べる高校を選択できる能力を育てる

- 新しい形での高校入試が令和6年春から導入されることがこの1月に県教育委員会より伝えられた。現在の5年生からの実施となる。これまでの基本構想では「中学校段階で身に付けた『新たな社会を創造する力』が正しく評価され」と記述されている。普通高校の学習内容も、カリキュラムや学び方に特色をもたせ、『新たな社会を創造する力』を連続的に身に付けていくことを目指している。

こうした高等学校の変革により、中学生には、求められる資質・能力(学力)を育み、自分らしく学ぶ高等学校を選択する力を育てていくことが求められる。

求められる資質・能力(学力)や高等学校を選択する力は中学校のみで育つものではない。小学校から段階を踏んで育んでいくことが大切になる。また、地域社会とのかかわり含めて視野を広げ、仲間と取り組む学びを通して将来への希望や志を培っていくことも高等学校の選択においては大切なこととなる。ここにも育ちの段階を追って学ぶことができる小中一貫したカリキュラムが必要となる。

特に中2、中3ではそれまでの学びや体験をもとに自己理解を深め、将来への希望をもって高等学校を選択することができるようにしていくカリキュラムをつくり実施することが求められる。

3 小中をつなぐカリキュラム・マネジメント

- 英語教育については、小学校の取り組みは先進的であり、小学校と中学校の9年間の学びを通じて speaking 能力が一人一人の児童生徒に育っていくことを期待したい。
- 英語教育に限らず、児童生徒に求められる資質・能力が育成されていくためには、カリキュラムや指導体制、支援体制が整っただけでは十分でない。実施をすると、必ず困難点や不都合な点、見落としていた点、付け加えたい点などが見つかり、そのままではなかなか成果が上がらないからである。

これからの中学校は、小学校・中学校で、段階を追った目標に沿って「今どのように、どの程度に資質・能力が育ちつつあるか」の評価を行い、その成果と課題を小学校・中学校で共有し、互いに取り組みを確認し、改善し、先を見据えて計画的に指導していくことが求められる。いわゆる「カリキュラム・マネジメントの推進」である。児童・生徒一人一人の確かな資質・能力(学力)の育ちと非認知能力、言語能力の向上はこうした取り組みの中で実現される。小学校と中学校間の一貫性のあるカリキュラム・マネジメントを推進できる学校運営の仕組みを整えたいと考える。

第6章 「一人一人」の学びを支える組織づくり（人・もの・事）

ここでは現在の学校の取り組みを基にして、「求められる学校の姿」を実現していくためには、どのように「人・もの・事」を組織していくべきかを提案する。

1 学校教職員と行政サービスの集約

- 中学校数学の実践では問題づくりや一人一人の宿題を採点するため、加配された教師もフルに活用してチームをつくり、多くの時間を使って取り組んでいる。また、小学校の実践でも一人一人が書き表した内容を評価し指導することも多くの時間を必要としている。求められる資質・能力の育ちや言語能力や非認知能力の向上には多くの人手や時間が必要であることがわかる。
- 現在は先にも述べたように学校職員の献身的な努力によって行われているが、全ての学級、教科、学校で推進することは人手や時間の確保に難しさがあるのが現状である。今後は、児童生徒数の減少から学校職員も減少していく状況にあり、さらに人手や時間の確保が難しくなっていく状況も伺える。
- 目標と指導の方向を共有して全教職員で一貫性のある取り組みを推進するため、学級を一人担任制とせず、複数担任制、学年担任制にしたり、小学校高学年での教科担任制や中学校教師とのチームティーチングを実施したりするなどの取り組みが先進事例として幾つも報告されている。こうした取り組みを導入するためには、人手の確保がこれまで以上に必要となる状況も生まれてくる。

小学校再編に当たり、限られた予算や人員の確保の中で「一人一人」の学びを支える教育への転換を図り一貫した教育を進めるためには、学校職員の配置を集中させ、一学年、

一教科に必要な教員数を確保し、協力連携して指導に当たることができるようになりますことが求められる。

現在行政のサービスの面では、小諸市・長野県より学校生活支援員 18 名、支援教員 7 名、スクール・サポートスタッフ 2 名（小 1 名）が学校の状況に合わせて配置されている。小学校の再編に当たり、中学校を含めて 1 校への配置を多くし、学年や教科がチームをつくり、協働して「一人一人」の学びを支える教育の体制づくりを進めたい。

2 市民参加による教育の推進

- 学校職員の配置や行政のサービスを集中したとしても、学校の力だけに頼ることは限りがある。これまでも、学校は地域市民の協力を得て信州型コミュニティ・スクールの取り組みを進め、学習ボランティア等を導入し個々の児童生徒を支援したり、授業や総合的な学習、部活等の支援をしたりするなどの取り組みがある。また、通学路の安全確保を図る見守り隊が活動している。「一人一人」の学びを支える教育を推進するには、さらに保護者、地域市民が学校と連携して取り組むことが不可欠となる。
- 特に、一人一人によりきめ細かい支えが必要となる低学年の児童や特別な支援を必要とする児童生徒、学びにつまずいてしまったり、心が折れそうになってしまったりする多様な児童生徒への学習ボランティア等は益々必要とされるものになる。また、さまざまな体験や人とのつながりを通して自分が育つ社会に目を向けて、小諸を愛し、自分の進路について考えを深めていく教育への支援、小学校再編に伴って拡大する通学路の安全確保を図る見守り隊、部活動支援も益々大切なものとなる。

こうした一人一人の児童生徒を支える活動への地域市民参加と信州型コミュニティ・スクールの組織を今後さらに充実させていくことが求められる。

全国的には学校支援地域本部等の組織をつくり、多くの市民が児童生徒の教育支援に参加する幾つもの事例がある。こうした活動は児童生徒の育成と同時に学校を核とした町づくりともなっていることが報告されている。多くの市民が児童生徒との関わりを通して地域の活性化を図る上でも、市民参加による教育の推進を大切にしたい。

3 I C T 機器の活用

- 児童生徒「一人一人」の主体的な学びを実現するため、I C T 機器を活用した授業が効果を上げているという報告が複数あった。生徒が自分の考えをタブレット等の端末に入力し、その考えを電子黒板やタブレット間で交換し、互いに検討し合う学びは、言語活動を充実させ、一人一人の学びを支えるとともに、思考力・判断力・表現力の育成を図るものとなっている。
- また、特別に支援を必要とする児童生徒も含め、だれもが自分の進歩の状況や課題に合わせて個別学習を進めることができるようになるためにも I C T 機器の活用は益々大切なものとなる。

こうしたＩＣＴ機器の活用を推進することで人手と時間を必要とする指導を軽減とともに、どの児童生徒にも求められる資質・能力（学力）を伸長することが期待される。そのための機器の充実と活用を推進する取り組みを推進したい。

第7章 「一人一人」の学びを支える環境を整える

審議会では、一人一人の指導の在り方を考えるとき、児童生徒の学びの在り方にだけ目を向けるだけでなく保護者支援も大事な要素として目を向けながら子どもが育つ環境を整備することも大切であることが指摘された。

1 保護者を支える相談体制、支援体制づくり

保護者の皆さんのが日々心を痛め、悩みを抱えながら子育てに当たられている状況もある。児童生徒一人一人の学びを支える一番の人的な環境は保護者である。こうした保護者の皆さんの悩みに寄り添いながら、子どもの健やかな成長を促すため、現在、学校教職員、教育支援センター、教育委員会子ども育成課、保健師、厚生課等が連携して取り組んできている。

今後はさらに教育支援センターの相談機能の強化をはじめ、必要に応じて臨床心理士や保健師、専任特別支援教育コーディネーター、ボランティア等の人員の配置、導入により支援体制を整備していくことが必要である。

児童生徒の育ちの状況は益々多様化している。学校教職員と多くの人々の連携によって、保護者を支援し、一人一人の児童生徒への願いを共有しながら、小学校低学年から中学校までとぎれることなく指導をつなげる息の長い取り組みを進めることが必要である。

2 「合理的配慮」「ユニバーサルデザイン」に基づく学習と学校の環境整備

特別な支援を必要とする児童生徒が学習に見通しをもち落ち着いて学べることができるよう配慮した「合理的配慮」や「ユニバーサルデザイン」に基づく学校環境や学習環境づくりは、該当する児童生徒だけではなく、すべての児童生徒にとって心地よく、主体性や意欲、共感的態度、自己肯定感が育つ学習環境づくりとなる。

これまで「合理的配慮」や「ユニバーサルデザイン」に基づく学校環境や学習環境づくりは唱えられてきたことであるが、十分に周知され学校全体の具体的な取り組みとして進めるには時間を必要としている。

「私がよりよく成長し、未来への希望をもつことができる」学校であること、どの児童生徒も共に学び育つ仲間であることを踏まえると、こうした一人一人の学びが支えられ、どの児童生徒も育つ学校環境や学習環境整備が小学校・中学校で一貫して推進されることが望まれる。

第8章 連携・一貫性のある教育の具体的な体制づくり

最後に小中一貫教育制度導入の是非について述べる。

これまでの審議の中で、一人一人の児童生徒に求められる資質・能力（学力）が育まれ、学びを支える「非認知能力」や「言語能力」の向上が図られるようにするために、小中9年間を通して連続的・系統的に教育を進めるカリキュラムをつくり全職員で指導に当たるとともに、小学校・中学校間で一貫した計画性のあるカリキュラム・マネジメントを推進することが大切であるとの結論に至った。この考えは小中一貫教育の理念と重要な部分で重なっており、これから的小諸市で育つ児童生徒のためには小中一貫教育制度の導入は必要であると考える。

【解説】<小中一貫教育>（文部科学省「小中一貫した教育課程の編成に関する手引き」より）

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有して、9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育である。

具体的には、一人の校長の下で教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態（**義務教育学校**）と、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態（**併設型小学校・中学校** 単一市町村内実施）の2つある（3校以上が連携・接続する形態がありうる）。なお、いずれの形態においても、施設一体型、隣接型、施設分離型といった施設形態がある。

「解説」に示したように、单一市町村で進める小中一貫教育の形態は「義務教育学校」と「併設型小学校・中学校」の二通りある。どのような形態が近い将来の小諸市で実現可能かを以下のように考えた。

- 児童生徒が学年を越えて交流しながら「学びのギャップ」「学校生活のギャップ」を解消し、学ぶ力の向上を図りながら求められる資質・能力（学力）を育てていくためにも、のために小中学校の教職員が情報を交換したり、指導の在り方を検討したり、評価と改善を考え合ったりすることを効率良く進めるようにするためにも、施設一体型の義務教育学校にすることが理想的であると考える。
- しかし、現在小諸市の芦原中学校、小諸東中学校とともに改築しておよそ二十年、二十余年とまだ新しく、作り替えや移転の時期とはなっていない。また、両中学校には小学校を増設して義務教育学校にする敷地を確保することは難しい状況にある。
施設一体型の義務教育学校を近い将来において建設することが難しい状況にあることを考えると、芦原中学校と小諸東中学校を学区とする併設型小学校・中学校の形態で小中一貫教育を推進することが望ましい。
- したがって、小学校再編は併設型小学校・中学校の形態を実現することを念頭において進めることとする。再編により小学校を新設する場合は少しでも中学校に近いことが望ましい。

- 施設一体型の義務教育学校は将来中学校の改築が必要となった段階で、その時の児童生徒数の状況、地域、社会の状況を踏まえて検討するものとする。
- ただ、小中9年間を通して連続的・系統的、計画的に実践する一貫性のある教育は一年でも早く実施していくことが大切なこととなっている。そこで、小学校の学区の再編、あるいは学校の再編が完了するまでは小中学校の接続（5年、6年、中1）を中心としながら、小・中学校間で目指す子ども像を共有し、同じ方向性をもってカリキュラムの編成、実施、マネジメントを行う取り組みを推進することを考えたい。
- また、小中一貫教育を導入するに当たっては、目標、カリキュラムの設定、実施方法、マネジメント等の一貫教育の進め方を研究し構築する組織をできるだけ早い時期に設けるとともに、小・中学校職員の研修や連絡・交流を計画的に進めることが望まれる。
- 平成31年1月25日付で中央教育審議会より、学校における働き方改革に関する総合的な方策についての答申がなされ、同時に文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が出された。今、国が指導する形で学校における働き方改革が進められている。

小中一貫教育を導入し、児童生徒「一人一人」の学びを支える教育を推進するには多くの時間と人手を有することは先に述べた通りである。小学校再編にあたり学校職員と行政サービスを集約したとしても教職員への負担が大きくなる可能性がある。学校における働き方改革が進行する中で、教師の負担軽減を図っていくためには、学習ボラティア等市民参加による学習支援、部活支援の在り方、ICT機器の活用、学校事務の見直し等を含めた学校運営の在り方についても研究し、学校職員と市民とが互いに理解し合いながら協働して子どもの学びを支えていくことができるよう考えたい。

- なお審議の中では、国の義務教育規制緩和の中で様々な形態による私立の小・中学校が設立されてきている状況があることをふまえ、小学校再編や小中一貫教育の導入を機会に、個々の子どもの様々な教育的ニーズに応える小規模な形態の小中一貫校を導入することについても審議がなされた。

ただ、本審議会は「小諸市学校改築・再編基本方針」に沿って一定の児童数と規模（「1学級の児童数が20～30人前後」「1学年の学級数が少なくとも2～3学級」）の確保を前提として審議を行い、学校教職員と行政サービスの集約の観点を決めだしてきたことや、小規模の小中一貫校についての教育理念についてはさらに研究し時間をかけて審議を深めることが必要になること等を考慮し、本審議会で結論を出すことは控えることとした。将来の教育の動向により、必要に応じて検討が可能なものとしておきたい。